

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者 機能関係</p>	<p>1. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする</p> </div> <p>2. 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</li> </ul> <p>3. 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</li> </ul> <p>4. 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> </div> <p>5. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位、頻回及び部位ころがしの申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> </div>

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・正しい保険証の取り扱いに係るポスターにより、適正受診の促進を図る。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.3%以上とする

KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

8. 限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関に訪問し窓口申請書の配置を依頼するなど利用促進を図る。

KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする

9. 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする

10. オンライン資格確認の利用率向上

- ・現行のオンライン資格確認システムを利用する医療機関の利用状況を確認し、利用状況に応じて対応する。

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>KPI：現行のオンライン資格確認システムについてUSBを配布した医療機関における利用率を89.5%以上とする</p> </div>
<p>2. 戦略的保険者 機能関係</p>	<p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく健康づくり事業の推進</p> <p>(1) 加入者の健康志向の向上</p> <p><u>○加入者に向けた広報事業の展開</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メルマガやホームページで行動変容につながるタイムリーな健康情報を発信する。</li> <li>・データに基づいた情報をプレスリリースで発信する。</li> <li>・新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアのほか、無関心層に浸透するような身近な媒体を活用する。</li> </ul> <p><u>○事業所を通じたコラボヘルス事業の展開</u></p> <p><b>●健康づくり宣言事業（健康経営）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブ制度の指標の数値が低い事業所を中心に勧奨し、健康宣言により協会事業に対する理解を促す。</li> <li>・業態別の健康課題を分析し、経済団体や業界団体と連携して当該業界の健康経営を広める。</li> <li>・商工団体や市町と連携して、健康経営の地域的な広がりを推進する。</li> </ul> <p><b>●健康づくり宣言事業所（健康保険委員）の取り組み支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ News（月刊誌）、けんぽ Plus（季刊誌）により健康情報を発信する。</li> <li>・経年変化で健康度を見える化した「事業所健康度診断カルテ」を提供し、これまでの取り組みの振り返りと合わせ、今後の取り組み内容を事業所と連携して検討する。</li> <li>・生活習慣の見直しや健康リテラシー向上に資する研修会開催のほか、各種講習会を整備し事業所単位で講習会を実施する。</li> <li>・DVD等の映像媒体や健康課題に応じたポスターを提供する。</li> <li>・「ふくい健康づくり実践事業所」及び「健康経営優良法人」の認定に向け、健康経営優良法人認定制度の認定基準に適合する取り組み実践を後押しする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p> <p>KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を60.0%以上とする。</p> </div>

(2) 疾病予防事業の推進

○特定健診受診率、事業者健診データ取得率の向上

- ・ 健診機関が実施している生活習慣病予防健診の巡回健診を活用する。
- ・ 生活習慣病予防健診受診率の低い事業所の被保険者を抽出し、健診案内のDMを発送する。
- ・ テレマーケティング業者を活用し事業者健診データの提出を勧奨する。
- ・ 特定健診の早期受診者に特典クーポンを提供する事業を拡充する（協賛企業拡大・県内の他保険者に参加拡大）。

KPI：生活習慣病予防健診受診率を 64.0%以上とする

KPI：事業者健診データ取得率を 12.1%以上とする

<参考>被保険者（40歳以上）（受診対象者数：123,649人）

- ・ 生活習慣病予防健診 受診率 64.0%（受診見込者数：79,100人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 12.1%（取得見込者数：14,950人）

KPI：被扶養者の特定健診受診率を 25.8%以上とする

<参考>被扶養者（受診対象者数：28,142人）

- ・ 特定健康診査 受診率 25.8%（受診見込者数：7,260人）

○特定保健指導実施率の向上

- ・ 検診車を利用する事業所を特定し、健診当日の特定保健指導を実施する。
- ・ 委託会社による遠隔操作特定保健指導を推進する。
- ・ 県外の適用事業所に加入する県内在住者を抽出し、特定保健指導を勧奨する。
- ・ 健診実施機関に従事する従業員への特定保健指導を推進する。
- ・ 特定保健指導を受け入れていない大規模事業所等を抽出し、支部職員による訪問勧奨を実施する。

KPI：特定保健指導の実施率を21.4%以上とする

＜参考＞被保険者（特定保健指導対象者数：18,904人）

・特定保健指導実施率 21.6%（実施見込者数：4,090人）

（内訳）協会保健師実施分 16.3%（実施見込者数：3,090人）

アウトソーシング分 5.3%（実施見込者数：1,000人）

＜参考＞被扶養者（特定保健指導対象者数：617人）

・特定保健指導 実施率 15.6%（実施見込者数：96人）

### ○重症化予防対策の推進

#### ●未治療者に対する受診勧奨の徹底

・福井県医師会との連名による「かかりつけ医紹介はがき」を活用し早期受診を図る。

#### ●糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・持続血糖測定器を活用して保健指導を実施する。

・治療中断者に対して受診を勧奨する。

KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を18.0%以上とする

＜参考＞未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数3,000人

### ○喫煙者対策

・喫煙者に対し禁煙外来等の情報を提供し、禁煙に対する動機付けを高める。

### ○生活習慣病予防を目的とした歯科受診の啓発

・歯周病の影響や歯周病予防の重要性を広報や講習会で周知し、定期的な歯科受診を勧める。

・福井県歯科医師会と連携して、事業者健診のオプションとして事業所へ訪問して集団歯科健診を実施する。あわせて、有所見者にはその後の歯科受診を勧奨する。

・糖尿病治療者や糖尿病リスク者の重症化を予防するため、歯科受診を勧奨する。

	<p>2. 医療給付費適正化の推進</p> <p><u>(1) ジェネリック医薬品の使用促進</u></p> <p>○加入者に対する使用啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用割合が低い若年層に向けて、ジェネリック医薬品希望シールや漫画を活用したリーフレットを配布する。</li> <li>・お薬手帳の携帯による重複投薬と禁忌服薬の防止を目的としたお薬手帳カバーを福井県薬剤師会と連携して配布し、かかりつけ薬局推進によるジェネリック医薬品の使用を促す。</li> </ul> <p>○医療機関・薬局への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生局及び保険者協議会と連携して、医療機関、薬局へ見える化ツールを配布し、全県的な使用割合向上を図る。</li> <li>・使用割合 80%を達成している薬局を「優良薬局」として認定し、未達成の薬局では窓口で先発品とジェネリック医薬品の負担差額を提示し切り替えを促す取り組みを進める。</li> <li>・在庫管理等の環境整備への活用のため、ジェネリック医薬品採用品目リストの作成を保険者協議会で検討する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>KPI：協会けんぽ福井支部のジェネリック医薬品使用割合を 80.0%以上とする</p> </div> <p>(2) 関係協議会等での意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会等に積極的に参画し、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくりへのデータに基づいた効果的な意見発信を行い、関係機関と広く連携して事業を推進する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>KPI：他の被用者保険との連携を含めた地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする</p> <p>KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p> </div>
<p>3. 組織・運営 体制関係</p>	<p>1. 人材育成</p> <p>○定期的ジョブローテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的業務力の広範囲な習得を図るため、新入職員の OJT と若手職員の業務ローテーションを計画的に実施する。</li> <li>・ジョブローテーションを通じて現状の業務を再点検し、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげる。</li> </ul> <p>○組織運営環境を担保する内部研修等の完全履行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル</li> </ul>

研修を計画的に実施する。

○担当部署の要請に応じたOJT、Off-JTの実施

- ・課題に応じて、関係する職員に対して情報を周知するほか、様々な職員から意見を聴く機会を通じ、業務の連携を図りながら知識とスキルを習得する。

2. コンプライアンス

○コミュニケーション等人的マネジメントの拡充

- ・事業計画の各事業における個々の役割と責任を明確にしたうえで具体的な目標を設定し、目標管理を通じて事業を計画的に着実に推進する。
- ・日常的なコミュニケーションを通じ、自主性の育成やリスクの感知に努める。

○内部統制委員会等の適切な実施

- ・個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会を定期的を実施する。

○自主点検等、チェックツールを活用した管理職による内部自浄機能の稼働

- ・定期的な自主点検と月次のチェックにより、各種規程の遵守を徹底する。

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・関係業者に広くPRを行うなど周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・印刷物の作成や事務作業が大量となるような業務については、事務の効率化を見据え外部委託を進める。

KPI：一般競争入札における一者応札件数を1件以下とする。